

番 号 : 140135

国 名 : マラウイ

担当部署 : 農村開発部乾燥畑作地帯第一課

案件名 : 持続可能な土地管理促進プロジェクト (チーフアドバイザー/普及)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : チーフアドバイザー/普及
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年4月下旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.60M/M、現地 5.40M/M、合計 6.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	国内作業期間	整理期間
5日	162日	3日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月16日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農業技術の普及に係る各種業務
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :
黄熱 : 入国に際してイエローカード (黄熱病予防接種証明書) が必要です。

6. 業務の背景

マラウイの就労人口の80%は農業に従事するが、農家の90%以上は小農である。1世帯あたりの平均農地面積は0.8ha程度であり、種子や肥料などの農業投入資材、土壌保全・肥沃度向上の技術、灌漑や水管理技術などへのアクセスが不十分であることから農業生産性は総じて低い。このため、乾期には食料不足に陥る農村住民も多く、国家レベルでも重大な食料危機がしばしば発生している。近年は農業用投入資材補助金プログラム（Farm Input Subsidy Program: FISP）に加え、好天に恵まれたこともあり主食のメイズが自給を達成するなど、食料事情に改善が見られたが、ここ数年再び食料不足が問題となっている。貧困率は39%（2009年）と依然として非常に高く、特に農村部では43%と都市部の14%に比べて著しく高い。国内の貧困を削減するため、全国的な農業生産性の向上・安定化が急がれる。このような課題に対応するため、マラウイ政府は2009年に「農業セクター・ワイド・アプローチ（Agricultural Sector-Wide Approach: A-SWAp）」を策定し、その中で開発政策のひとつとして持続的土地管理技術の普及を重点課題に位置づけている。持続可能な土地管理技術とは、土壌肥沃度改善（Soil Fertility Improvement）、土壌・水保全（Soil and Water Conservation）、保全型農業（Conservation Agriculture）、雨水利用（Rain Water Harvesting）、アグロフォレストリー（Agroforestry）から構成され、農家が圃場でこれらの技術を組み合わせて適用することにより、地力の向上・維持と農業生産性の向上を図ることを目的としている。農業食料安全保障省（Ministry of Agriculture and Food Security: MoAFS）は、FISPによる農家に対する優良種子や化学肥料の安価での提供などを通じて農業生産を支えているが、農業投入資材の供給量は圧倒的に不足している。化学肥料などの投入が限られ、また、化学肥料による土壌の劣化が問題となるなかで農業生産性を向上させるためには、堆肥の適用や土壌流出の防止が特に重要となるが、MoAFSはそうした地力向上・維持に必要な技術を十分に普及できていない。

このような背景から、マラウイ政府は持続的土地管理の普及を進めるための技術支援を我が国に要請した。本要請を受け、JICAは2011年11月から2015年11月まで「持続可能な土地管理促進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を実施している。

本プロジェクトは、マラウイ農業省土地資源保全局（Department of Land Resource Conservation: DLRC）をカウンターパート（C/P）機関として、ルニヤングワ農業試験場とも協力しながらマラウイ北部のムズズ農政局（Agricultural Development Division: ADD）管轄地域を対象として実施している。土壌肥沃度改善に重点を置きつつ、科学的に裏付けされた土壌肥沃度改善技術の開発を行い、農業省の農民に対する指導能力強化を目指す。

なお、2014年2月には中間レビューが行われ、今後の課題として主に以下の3点が指摘された；①多岐にわたるマラウイ側協力機関間の連携強化、②土壌分析等、研究内容の柔軟な見直し、③普及戦略の強化と実践。本専門家は、特にこれらの中間レビューにおける指摘事項を踏まえながら、プロジェクト全体の総括と監理を行うと共に、マラウイの政策や政府が実施する事業におけるプロジェクトの内容や手法の位置づけを明確にし、政府や他開発パートナーが実施する事業と効果的な連携関係を構築することで、もって本プロジェクトの円滑な実施と成果の最大化に資することを目的として派遣される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクト総括としてプロジェクト運営監理全般に関する企画・計画立案を行い、その実施について責任を担うと共に、別途派遣する「業務調整」専門家及び各種分野の短期専門家等と協力し、C/PIに対する技術指導を行います。またプロジェクト総括として、他専門家の活動内容について監督するとともに必要に応じて助言を行います。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

（1）国内準備期間（2014年5月上旬）

- ①マラウイの農業分野における既存文献や政策文書、本プロジェクトの報告書等をレビューし、マラウイ農業セクターの背景・概要及び本プロジェクト活動の現状を把握する。
- ②マラウイ国内で実施されている、本プロジェクトに関連する他事業についての文献や資料を収集すると共に、先方政府や他ドナーが実施する案件との連携、援助調整に関する優良事例について、特にアフリカ各国における情報収集と分析を行う。その結果を踏まえ、本

プロジェクトの成果を最大化するための他事業との連携について、本プロジェクトが取り組むべき活動を検討する。

- ③ JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所及び派遣中の専門家から現在の本プロジェクトの活動内容についての情報を入手するとともに、本コンサルタントが実施する活動に係る要望を聴取する。
- ④ 上記①～③を踏まえ、全体期間に関する業務計画書（英文、和文）を作成、JICA農村開発部へ提出し、説明を行う。

(2) 第1次現地派遣期間（2014年5月上旬から2014年6月中旬）

- ① 現地業務の開始にあたり、業務計画書をJICAマラウイ事務所及びC/P機関に提出し、業務計画の確認を行う。
- ② プロジェクトC/P及び他の専門家と協力し、チーフアドバイザーとして、以下の(ア)～(ケ)の業務を行う。
 - (ア) プロジェクト活動の計画・実施・モニタリングを総括する。
 - (イ) プロジェクトに派遣される他専門家が行う業務を監督・指導する。
 - (ウ) 業務調整専門家が主として行う調整業務を補佐する。
 - (エ) C/P機関関係者やドナー関係者等、プロジェクト外の関係者に対してプロジェクトの手法、進捗、成果を積極的に発信する。
 - (オ) ASWApの持続的土地管理分野の動向と、その他の関連政策や事業に関する情報、及び他ドナーによる持続的土地管理関連の支援状況について、最新情報を収集する。
 - (カ) 特に本プロジェクトで取り組んでいる持続的土地管理技術について、上記オ)の結果を踏まえて政策・制度としてマラウイへの適応可能性を検討し、課題を抽出する。
 - (キ) 合同調整委員会の開催を支援し、本プロジェクトの進捗を共有すると共に、課題等に係わる協議を行う。
 - (ク) 本プロジェクトの普及する技術がより多くの農民に実践され、マラウイの政策・制度として適用されることを目指し、政府関係機関、農民、開発パートナーに対して戦略的な広報活動（HP記事の更新、広報資料、政策ブリーフ、レポート作成等）を実施する。
 - (ケ) プロジェクトの他専門家と協力して、C/Pと合同でプロジェクト事業進捗報告書を作成し、定期的にJICA農村開発部とJICAマラウイ事務所に対して報告を行う（月例及びプロジェクト開始から6か月毎）。
- ③ 普及計画管理担当専門家として、C/Pや派遣中の専門家と協力し、以下の(ア)～(カ)の業務を行う。
 - (ア) プロジェクトがこれまで実施してきた土壌肥沃度改善のための土地管理技術の普及アプローチをレビューし、後半の普及活動（モニタリング・支援方法）の実施方針・計画を立てる。
 - (イ) プロジェクトで普及対象とするリード農家のモニタリング情報を整理し、レポートに取りまとめる。
 - (ウ) リード農家から一般農家へプロジェクトが対象とする土地管理技術の普及が促進されるようリード農家や担当普及員を支援する。
 - (エ) 必要に応じ、リード農家・普及員を対象とした技術研修・ワークショップなどを実施する。
 - (オ) プロジェクトで取り組む土地管理技術に関わる普及教材（ハンドブック、マニュアル、ポスターなど）制作に必要な情報を収集する。
 - (カ) 普及活動に係る今後の取り組み全般について、現地関係者に対して提言を行う。
- ④ 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に対して業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英文）を作成、提出し、報告する。

(3) 第1次国内作業期間（2014年6月下旬～2014年8月上旬）

- ① 第1次現地業務結果についてJICA農村開発部に報告する。

- ②第1次現地業務結果を踏まえ、業務計画書（和文・英文）を必要に応じて修正し、第2次現地派遣期間における業務方針・方法等についてJICA農村開発部に提出、説明する。
- (4) 第2次現地派遣期間（2014年8月中旬～2014年10月下旬）
- ①第2次現地業務の開始にあたり、業務計画書をJICAマラウイ事務所及びC/P機関に提出し、特に修正が加えられた点について業務計画の確認を行う。
 - ②プロジェクトC/P及び他の専門家と協力し、上述の（2）の②及び③の業務を第1次派遣から継続して行う。特に、上述（2）の③の業務に関して、次期作物シーズン（2014/15年）に向けた土地管理技術普及計画を立案し、関係者と合意する。
 - ③現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に対して業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (5) 第2次国内作業期間（2014年11月上旬～2015年1月上旬）
- ①第2次現地業務結果についてJICA農村開発部に報告する。
 - ②第2次現地業務結果を踏まえ、業務計画書（和文・英文）を必要に応じて修正し、第2次現地派遣期間における業務方針・方法等についてJICA農村開発部に提出、説明する。
- (6) 第3次現地派遣期間（2015年1月中旬～2015年2月中旬）
- ①第2次現地業務の開始にあたり、業務計画書をJICAマラウイ事務所及びC/P機関に提出し、特に修正が加えられた点について業務計画の確認を行う。
 - ②プロジェクトC/P及び他の専門家と協力し、上述の（2）の②及び③の業務を第1次派遣から継続して行う。
 - ③第1次派遣からの活動結果を踏まえ、本プロジェクト終了時までの活動方針・計画について提言を行う。
 - ④現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に対して業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英文）を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (7) 帰国後整理期間（2015年2月下旬）
- ①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文3部：JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所、C/P機関）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) コンサルタント業務従事月報（和文2部：JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所）
- (3) 現地業務結果報告書（英文3部：JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所、C/P機関）
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
- (4) 専門家業務完了報告書（和文2部：JICA農村開発部、JICAマラウイ事務所）
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
 - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）
 - ⑤その他

いずれも体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京⇒香港⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ⇒香港⇒東京を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年5月上旬から2015年2月中旬までのうち、3回を上限とする派遣を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・業務調整（長期派遣専門家）
- ・土壌調査・試験計画（短期派遣専門家）
- ・堆肥製造・施肥・圃場管理（短期派遣専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

ムズズ農政局内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部乾燥畑作地帯第一課（TEL:03-5226-8428）にて配布します。

- ・専門家報告書
- ・中間レビュー報告書（案）

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ODA見える化サイト (<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000598/index.html>)
- ・プロジェクト基本情報

(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/74271911DD3974BE492576FE002FB4AE?OpenDocument>)

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度

- ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務従事者は、プロジェクト監理の経験を有することが求められます。
 - ③プロポーザル作成時には、「6. 業務の背景」に記した中間レビューでの指摘事項を踏まえ、その対応策も簡潔に記載してください。

以上